

佐倉市個人情報保護条例の一部改正案の概要

1 改正の趣旨

平成25年5月に行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）が公布され、平成27年10月5日から段階的に施行されます。

番号法は、住民票を有するすべての個人に個人番号を付番することにより、行政運営の効率化を図るとともに、申請、届出等の行政手続を行う際の手続の簡素化により国民の負担を軽減すること等を目的としています。

個人番号が付された個人情報については、個人識別性が高いことから、一般の個人情報よりも更に厳格な個人情報保護措置を講じる必要があります。

国の行政機関については、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号。以下「保護法」といいます。）の番号法による読み替え規定により、個人番号をその内容に含む個人情報（以下「特定個人情報」といいます。）の厳格な保護措置が講じられておりますが、番号法や保護法の規定により講ずることとされている措置の趣旨を踏まえ、地方公共団体においても必要な措置を講ずることが求められています（番号法第31条）。

そのため、上記の趣旨に沿って、佐倉市個人情報保護条例（平成17年3月24日条例第3号。以下「条例」といいます。）の一部を改正しようとするものです。

2 一部改正案の内容

・定義（条例第2条）

「特定個人情報」、「情報提供等記録」、「保有特定個人情報」の定義を新たに加えます。

※特定個人情報…番号法第2条第8項に規定する特定個人情報をいいます。

※情報提供等記録…番号法第23条第1項及び第2項に規定する記録に記録された特定個人情報をいいます。

※保有特定個人情報…保有個人情報のうち特定個人情報に係るものをいいます。

・収集の制限（条例第7条）

特定個人情報の収集や保管は、番号法第20条の規定により同法第19条各号に該当する場合のみ認められているため、条例第7条第1項の本人収集の規定から特定個人情報を除き、特定個人情報の収集や保管については番号法第20条による旨を規定します。

- ・保有個人情報の利用の制限（条例第8条）

保有特定個人情報の利用の制限について、番号法に準じた取扱いとするため、条例第8条から保有特定個人情報を除き、保有特定個人情報の利用の制限については、条例第8条の2として別に規定することとします。

- ・保有特定個人情報の利用の制限（条例第8条の2）

保有特定個人情報について、人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるときを除き、事務の目的以外のために利用してはならない旨を規定します。

なお、情報提供等記録については、目的外利用を禁止します。

- ・提供の制限（条例第9条）

特定個人情報の提供は、番号法第19条に該当する場合のみ認められているため、条例第9条第1項の提供の制限の規定から特定個人情報を除き、特定個人情報の提供については番号法第19条によることを規定します。

- ・保有個人情報の提供先への訂正決定の通知（条例第33条）

番号法に準じて、情報提供等記録の訂正をしたときは、その旨を総務大臣及び情報照会者又は情報提供者に通知する旨を規定します。

- ・利用停止請求権（条例第34条）

特定個人情報について、条例第8条の2第1項もしくは第2項の規定に違反して目的外利用されているときや、番号法第20条の規定に違反して収集されたり保管されたりしているとき、番号法第28条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイルに記録されているときは、保有特定個人情報の利用の停止又は消去を請求でき、番号法第19条の規定に違反して提供されているときは、保有特定個人情報の提供の停止を請求できるものとします。

- ・他の制度との調整（条例第55条）

特定個人情報については、番号法によるマイナポータル（情報提供等記録開示システム）により、情報提供等記録の開示を行うことができるようになりますが、特定個人情報の重要性に鑑み、保有特定個人情報の開示については条例による開示もできるよう、調整規定から除くこととします。